

河川の自由使用等に係る
安全対策に関する検討会（第1回）議事要旨

1. 平成22年7月23日、第1回検討会が開催され、事務局から、「検討会の進め方について」、「河川利用と河川管理の現状について」、「検討対象範囲と河川における転落等訴訟について」についての説明を行った。
2. 説明後の質疑応答において、委員から以下の意見があった。
 - 利用者の遵守基準について、アメリカ、カナダやヨーロッパなどで既に議論があれば、そのような材料を基に今後の議論をしたい。
 - 成人による事故については、明確に利用を禁止している場合、法理論上も、通常は、危険の引き受けの法理が適用されるだろう。しかし、子供による事故については、そう言えない場合も多い。監督者の義務との関係も含め、子供に対する対策というのは、理論的にも独立したものとして取り上げるべきである。
 - 巡視活動について、日誌を作れば情報は集まるけれども、それを分類してどのように生かしていくかが非常に難しい。他のヒヤリ・ハット事案と同様、活用することはそう簡単ではない。
 - 仮に、国においてリスクマネジメントであるとか安全管理を徹底できるような形を作り上げて、いろいろなことがわかる状態が確立されるとしよう。そうすると、今度は（最近の議論から考え）、国は認知していたということで刑事責任を問われるリスクが高くなる。本来、安全を高めるための取り組みであるにもかかわらず、刑事責任を問われる形になっていくと、安全管理に努めるという趣旨が変わってくるので、この検討会で考え方を整理していく必要がある。
 - 河川管理における予算や人員が制約される中で、河川管理者がどう責任をとっていくべきかということは大切な視点であり、刑事責任だけではなく国家賠償責任においても同様である。
 - 河川における治水・利水・環境の中で、河川で水に親しむ施設というのは、環境というところの憩いに入れるのか、あるいは、利用の1つの部分に入れるのか、今後の議論である。
 - 人や施設等に向けての花火の発射や、ゴルフでのドライバー使用による

発射行為の危険性は、管理用通路を自転車で走る行為の危険性とは、施設管理の瑕疵の観点からすると意味が少し違うので、検討対象に入れた上で、類型を分けて議論する必要がある。

- 国の河川管理はかなりしっかりしていて、都道府県の河川管理は必ずしも十分行き届かない部分があるにもかかわらず、転落訴訟の判例をみると、県が勝っている事例が多いように思われる。これはどのような事情が背景にあるのか、検討していく必要がある。
- 事故等の予見可能性について、過去の判例とは少し違う傾向が出てきたことについて、裁判において和解するかどうかの1つの基準を作っていくという視点からも、検討が必要である。
- 河川がある種の危険を本来的に備えているとするならば、河川管理者としては、それを一定の範囲で自由に利用させても大丈夫なようにすべき義務というのは当然負っているはずで、その義務を果たさなければ、仮に自由使用だとしても義務違反を問われる。最低限の義務が何かということを議論しないと、利用者の自己責任とは何かという議論も成り立たない。
- 従来 of 河川法においては、利用者が水に近づいて遊ぶことについて、河川管理者がなすべき義務をあまり考えてこなかったが、国家賠償法2条は、もう少し広く河川管理者がなすべき義務を捉えている。この点はまさに今後議論すべき根幹部分である。

(以 上)